# 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費給付金（薬局分）のご案内

○　県では、国の令和７年度補正予算「医療・介護等支援パッケージ」を踏まえ、薬局の皆様に、従業員の処遇改善や物価上昇への対応のための給付金を支給します。

○　給付金には様々な要件などがございますので、**必ず本書をご確認の上**、申請いただくようお願いします。**実績報告において要件に該当しない場合は返金が生じます。**ご注意ください。

**［留意事項］**

①　この給付金は、保険医療機関コードが発行されており、令和７年４月１日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある薬局（以下、「薬局」という。）が対象です。

②　給付金には「物価支援分」と「賃上げ支援分」の２つがあり、それぞれの給付金で対象となる薬局や交付要件、交付額などが異なります。

- 物価支援分は、島根県内に所在する全ての薬局が対象です。
- 賃上げ支援分は、島根県内に所在する薬局であって、ベースアップ評価料の届出を誓約する施設が対象ですが、給付金を使った賃上げなど、各種要件がございます。

それぞれの要件の詳細などは次ページ以降をご確認ください。

③　令和８年１月１日において廃止している施設、申請時点で廃止又は廃止予定の施設、休止中の施設は対象外です。

④　今後も、国からの給付金に関わる新たな情報が示されることがあれば、県ホームページにて発信してまいりますので、**ホームページを定期的にご確認ください。**

**［申請受付期間］**

令和８年４月１日（水）から令和８年４月３０日（木）まで

**［申請方法］**

しまね電子申請サービスにより提出（ホームページ参照）

## １　物価支援分（薬局物価支援事業）の内容

### ⑴　対象薬局

島根県内に所在する薬局

### ⑵　給付金の額

給付金は以下により算定された額を交付します。

| 対象施設 | 物価上昇支援事業<br>支給額 |
|---|---|
| (1)所属する同一グループ内の薬局の数（※）として１店舗以上５店舗以下（当該薬局を含む）である薬局 | １施設×85 千円 |
| (2)所属する同一グループ内の薬局の数（※）として６店舗以上 19 店舗以下（当該薬局を含む）である薬局 | １施設×75 千円 |
| (3)所属する同一グループ内の薬局の数（※）として 20 店舗以上（当該薬局を含む）である薬局 | １施設×50 千円 |

※厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式３）」に記載している令和７年４月 30 日時点の数とする。

### ⑶　給付金の使途

給付金の使途に制限はありません。

## ２　賃上げ支援分（薬局賃上げ支援事業）の内容

### ⑴ 対象薬局

令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※）する島根県内に所在する薬局

※実績報告にて、６月１日から令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告していただきます。なお、現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、厚生労働省が決定します。

### ⑵　給付金の額

給付金は以下により算定された額を交付します。

**給付金の交付後、令和８年８月１日までに実績報告書（賃金改善報告書）を提出していただきます。実績報告の結果、給付金のうち、⑶の賃金改善に使われなかった額**

**は、後日返還していただきますのでご注意ください。（実績報告の提出は別途依頼します）**

| 対象施設 | 賃上げ支援事業<br>支給額 |
|---|---|
| (1)所属する同一グループ内の薬局の数（※）として１店舗以上５店舗以下（当該薬局を含む）である薬局 | １施設×145 千円 |
| (2)所属する同一グループ内の薬局の数（※）として６店舗以上 19 店舗以下（当該薬局を含む）である薬局 | １施設×105 千円 |
| (3)所属する同一グループ内の薬局の数（※）として 20 店舗以上（当該薬局を含む）である薬局 | １施設×70 千円 |

※ 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式３）」に記載している令和７年４月 30 日時点の数

### ⑶ 給付金の使途（賃金改善）について

**給付金を使い、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）等、賃金改善を行うことが必要です。**

島根県ホームページに「賃金改善のイメージ」を掲載していますので、そちらもご確認いただき、ご検討ください。

#### ① 賃金改善の対象職員

開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む）が対象。

ただし、薬局の開設者及び管理者は対象外。

#### ② 賃金改善の期間

給付金は、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の賃金改善に充てることが可能。

#### ③ 賃金改善の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和７年 12 月から令和８年５月までの間、対象職員のベースアップを実施するとともに、令和８年６月１日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和８年６月１日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和７年 12 月から令和８年３月までの４ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和８年３月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は４月から５月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対し

て令和８年６月１日から行うこと。

**※（注意）賃金改善は、令和８年６月１日以降のベースアップを維持または拡大することを前提に、12 月から５月までの６か月間行うことが必要です。例えば、「４月・５月の２か月間のみのベースアップのみ実施」は認められません。対象となる賃金改善の内容については、参考資料として、ホームページ内に「賃金改善のイメージ」を掲載しておりますので、ご参照ください。**

※　令和７年度の対象職員のベースアップについて、令和７年３月 31 日時点の賃金水準と比較して 2.0%を上回って実施している場合は、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の当該 2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

※　賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

※　定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に充てることはできない。

**④　留意事項**

・　賃金改善を行う時点から令和８年５月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

・　また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象薬局のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

・　その上で、薬局の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種に対しては、重点的に配分することが考えられる。

・　なお、ベースアップ評価料の対象とされない職種（※）の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種の令和８年６月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

※　現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

①　事務職員

②　40 歳未満の薬局の勤務薬剤師

（40 歳以上の薬局の勤務薬剤師は、現時点で対象に含めることは検討されていない。）

## ３　申請書類

申請書類は以下のとおりです。

島根県ホームページに、エクセル様式を掲載していますので、エクセル様式をダウンロードの上、作成してください。

**様式第１号関係のエクセル様式には、複数のシートがありますのでご注意ください。**

| | |
|---|---|
| 共　　通 | ・交付申請書（様式第１号）<br>・請求書（様式第２号） |
| 物価支援分 | ・薬局物価支援事業申請書兼実績報告書（様式第１号－③） |
| 賃上げ支援分 | ・薬局賃上げ支援事業申請書（様式第１号－②） |

※（注意）「交付申請書（様式第１号）」と「請求書（様式第２号）」は併せて提出してください。

【申請例①】物価支援給付金だけ申請する場合は、「交付申請書（様式第１号）」、「請求書（様式第２号）」、及び「薬局物価支援事業申請書兼実績報告書（様式第１号－③）」を提出してください。

【申請例②】物価支援給付金及び賃上げ支援給付金の両方を申請する場合は、「交付申請書（様式第１号）」、「請求書（様式第２号）」、「薬局物価支援事業申請書兼実績報告書（様式第１号－③）」、及び「薬局賃上げ支援事業申請書（様式第１号－②）」を提出してください。

## ４　申請方法

しまね電子申請サービスにより提出してください。（ホームページ参照）

## ５　その他

⑴　**交付決定・支払い時期について**

お支払いまで時間をいただく可能性がございますが、ご了承ください。

⑵　**実績報告及び給付金の返還について（賃金改善分）**

賃金改善分については、令和８年８月１日までに、実績報告書（賃金改善報告書）

をご提出いただく必要があります。

提出については、給付金の交付決定・支払い後、対象の皆様にあらためてお知らせします。

なお、実績報告の結果、給付金のうち、２⑶の賃金改善に使われなかった額は、後日返還していただきますのでご注意ください。

**給付金の返還については、交付要綱　別記１「８　給付金の返還について」に定めていますので、申請にあたっては必ずご確認ください。**